

## 社會の全體と部分

高田保馬

私の此研究はなほ極めて未熟である。私は他の更に廣い問題の一部分としてたゞ「通り過ぎ」に此問題に觸るゝに止まつたがために、充分なる努力をこれに集中することを得なかつた。がしかし、私は此問題を意識的に提起したと云ふ丈で、此小論がなほ多少の意義を有し得ると信ずるが故に敢てこれを公にする、それはなほ未だ不徹底なる此内容の信じて讀者に強制せむ爲ではない、讀者わけても社會學に興味を有する方々の注意を此問題に惹きつけむと願ふ丈の事である。思ふに此問題は從來の社會學者の間には少くも意識的に議論せられなかつたにも拘はらず(獨逸の國家學者間にある議論は態とすべて顧みてゐない)事實に於て頗る重要なものである。此問題を徹底的に闡明する事ができるならば、社會學の中心思想は確實に把握せられたるものと云ひ得ると思ふ。なほ此小篇は上にも述べた通り大なる問題に對する答解の一部として筆を起したものである。表題はあとから勝手につけたものであるから内容と稍一致せぬ所があるかとも思ふ。序になほ一言斷らねばならぬのは私の社會學に於けるやり方ができるだけ自然科學的なる精神を以て物を見やうとする事である、従ひて私の觀察に失敗があり特長があるならばそれはかゝる努力の生み來れる失敗であり特長であらねばならぬ。

國家と其部分たる直接間接社會即ち市町村郡縣州等との關係如何。此問題は一見極めて簡單なる問題にして、其答解はたゞ一言にして盡さるゝを得るが如し。即

ち、市町村集りて郡縣州等をなし、郡縣州等はまた集りて國家をなすといふ事これなり。換言すれば、國家は全體の社會にして市町村乃至郡縣は其部分をなせる社會に外ならず。然れども少しく立入りて、此部分と云ひ全體と云ひ、また部分たる社會が集りて全體の社會をなすと云ふ意味を考ふるに、その必ずしも明瞭ならざるを見る、純理論的に見來りて、確實に、而して何等狐疑する所なく許容せられべき此提言の意味はたゞ次の如し。市町村乃至郡縣の成員はやがて國家の成員なるが、前者の總計は即ち後者の數に同じ、市町村の成員は國家の成員の一部分に外ならずと云ふ事これなり。而も此の如きは、神道佛敎基督教の三宗教團體集りて日本の國家を形成すと云へると、提言の意味に於て異なる所なし。而してこれ以上の意味を前の提言に與へむとせば更に細心の注意を以てせざるべからず。

此問題に關して先づ直截に所信を言明せむと欲す。問題を簡單ならしめむがために市町村と國家との關係に就きてのみ述べむ。市町村集りて國家をなすと云ふこと、市町村は國家の一部分なりと云ふ事は、若しこれを前掲の如く、所屬成員の範圍に關する提言と見る事なく、市町村と云ふ直接間接社會が國家と云ふ他の直接間接社會の部分なり、又は前者集りて後者をなすと見る時は、これ部分的に眞にして、部分

的に虚偽たるを免れず。市町村は國家の一部分をなせり。然れども單に國家の一部分たるのみには非ず。然らばかゝる見地より見たる二者の關係の真相如何。思ふに、國家の成立する以上、必ず其成員間に於て、相互の類似による親和、共通なる利害による愛着あるべし。これらの心理的事實を以て結合要素と稱す。さて今假に、全成員を同質的のものとなし各人に存する結合要素を全く一様のものなりと考ふ。従ひて、各地域に散存するものは、全然其地域特有の利害を有する事なき譯なり。かゝる假定の下に於ても、一定地域に相共に住するものは、接觸の機會多く従ひ相互に集りて一團をなすと意識し、而して此集團が一全體として國家に結合せる事、自己は此集團を通じて國家の一員たる事を意識するに至るべし。即ち地域の共同差異と云ふ極少限の *differentia* が國家に對して從屬する成員の間に自ら部分的結合を生ぜしむるなり。市町村の成立は一部がゝる過程に負ふ。而して、此部分的結合は成員間に自發的に發生し來るのみならず、國家機能の便宜によりて助長せらる。統制の機能は全國家を自然幾つかの部分に分つ事を必要とし、分たれたる部分は自然同一機關の管轄下に立つが故に自然一の結合體をなすに至る。此の如き過程によりてのみ生じたりとせば、地域團體たる市町村は眞にこれ全體たる國家の一部分をなす

に過ぎざるなり。而して現に見る所の市町村の結合が、かかる過程によりて促されたる限りに於て、それは國家の一部分なり。然れども、上に述べたる假定的事情はそのまゝ存在するものに非ず。地域の差異により、常に特殊の共通利益と、特殊なる類似の親和とあり。國家の成員に共通なる結合要素以外、更に異なれ結合要素が此地域の共存者に共通せるを見る。かくて市町村の團體は此結合要素によりて確保せらるゝ所大なり。而して市町村が、かかる結合たる限りに於て、之を國家の部分たる社會なりと云ふは、全く當らず。卒然として市町村をこれ國家の部分たる社會なりとなす見解は、市町村の結合が二種の性質を有するを認めざるに出づ。國家の成員に共通なる結合要素のみに動されて、同一地域の人々が自然に形成したる團結、一定地域特有の結合要素によりて成れる團結、此二種の性質の市町村に存するを思ふ時、かの提言の斥くべき事自ら明なり。かゝるが故に、見地を轉じて、單に結合要素のみに着目する時は、國家は寧ろ部分の社會なり、市町村はこれよりも包括的なる社會なり、何となれば、國家の結合要素は市町村の結合要素の一部分たるに過ぎざればなり(註)。

(註)而して、更に一步を進めて考ふるに、市町村の團體としての意義は、國家の部分社會としてよりも、特有の社會としての方遙に大なり。否、少しく見方を變ふれば、な

ほ思ふべき事あり。たゞ國家の成員に共通なる結合要素によりて動かさるゝ際なほ同一地域に位するものが同一集團をなすと意識し此集團として國家に結合すと意識すと説きたるも此事果して事實なりや如何。かゝる結合の意識が地域に特有なる結合要素を離れて成立し得るや如何なほ少しく疑問の存せざるに非ず。若しそれが事實に非ずとせば、市町村は國家の部分なれども、はやその部分たるに止まりて一の社會たるには非ず、即ち部分社會と稱すべきに非ず。

以上市町村に就いて説きたる所は其他の地方團體に就てもまた同様なり。而して此結合上の關係はまた機能に於て其多少の表現を有せるを見る。地方團體は自治體たると同時に國家の行政區劃たり。かくて其事務として營む所の機能は其地方團體固有の生存目的の爲に處理する事を認められたる事務即ち所謂固有事務と、國家の事務にして團體の機關係に市町村の執行機關に委任して行はるゝもの并に本來國家事務たるべきものにして特別の法令により地方團體に委任して處理せしむる事務即ち所謂委任事務との二に分たる。固より此固有事務委任事務の分配即詳細なる限界は國權の左右して如何とも定め得べき所に係ると雖も、國家が其便宜上自然、自治體を認め自治體に固有事務を認めざるを得ざるものを考ふるにこの機

能に於ける相對的獨立性は實に地方團體が結合の點に於て國家より獨立せる性質を表示するものなり。換言すれば、地方團體の二種の機能は自らそが國家の部分社會たり、また同時に獨立の社會たる二種の結合的性質を表示す。かるが故に、地方團體がそれぞれ特有なる結合要素によりて團結を保持し、それぞれ固有の機能を營める點より云へば、國家は地方團體を含むものに非ず、地方團體は國家の部分に非ず。

吾人は同様なる理論によりて他のすべての社會即ち間接社會を以て國家以外にありとなすものなるが、此點に關しては頗る異論なきを免れざるべし。何となれば、國家はこれ全體の社會又は完全社會にして一切の社會國際なるものを除いては其中に包括せらるるとなす思想は屢學者の間に認めらるればなり(註)。

(註)吾人の知り得る範圍に於て最も明快に此種の意見を述べたるものはフオードなり。『國家は全體なるが故に國家は一切の社會を含む、然れども社會は全體の部分に非ずして全體と共存的なるものなり。國家と社會とは同一の實體と認め得べし、此同一實體が一の場合には其集團の様相に於て、他の場合には其分配的様相に於て考へられたるなり。』要するに、國家の語は全體を表し、社會の語は全體を形成する部分を表す』(Ford, *The Natural History of the State* p. 158.) 『國家は單一體にして社

會のすべての形態はその分化に過ぎず、社會はこれ其分配的様相に於て見られたる國家に外ならざるなり』(ibid., p. 175)°。而して、社會有機體説は自然かゝる見解に導き易きものなりと考ふ。試に國家を以て一の有機體たる身體と比較し見よ。身體の如何なる部分的結合もみな身體の一部に外ならず、また、身體は此部分を集團的に見たるものに過ぎざるが如く、社會は國家の一部に過ぎざる可きなり。フォオドが前述の主張も社會有機體説の前提の上に立てるもの、社會有機體論者たるスペンサーが國家を以て *society in its corporate capacity* と説きたる事また偶然に非ざるなり(Spencer, *Data of Ethics*, Part II., pp. 186, 221; cf. Ford, *op. cit.*, p. 158)°。契約有機體論者として知らるゝフュエエの見解は此の如く明確ならずとするも國家が一切の社會を包括すとせず點に於ては相似たり。『大なる圓周を想像せよ、その中に小なる圓周が之を取圍める範圍を越ゆる事なくして種々に相結合し様々の形狀を呈せるものとせむ。こは即ち國家と云ふ大結合及びそれに包括せらるゝ特殊なる結合の姿なり』(Fouillée, *La science sociale contemporaine*, p. 13)°。

此點に關するギディングスの見解は容易に捕捉し難しと云はざるべからず。その *integral society* に關する説明に於て *A natural society which is large enough to carry on every*

83  
Known kind of social activity and cooperation..... may be called an Integral Society..... Such social groups—families, hamlets, etc—by combination make up the integral society..... Within each integral

society..... are associations that have been artificially formed for achieving various purposes,..... Together they make up or constitute the social organization of the integral society (Giddings, *Inductive Sociology*. p. 6.) と云へるに見れば、それが地方團體(ならびに種々の目的團體)を以て integral society の部分社會と見たる事明なり、然れどもその integral society が果して國家と同一物と考へられしや否やは明確ならず、その所謂一の合成社會コンポジット・ソサエティとしてネーションの國民ネーションこれ氏が必らずや integral society なりと考ふるものならむと國家との差別が前者の選舉權又は公民權さへも有せざるものを含むと云ふ點にありとすれば (ibid., p. 209.) integral society を以て大體上國家なりと認めしものと云ふも、今の問題に關しては差支なし。(..an entire natural society viewed as cooperating is a State. ditto, *Inductive Sociology*. p. 118.)。果して然りとせばこれ明に誤れる見解なり。

然れども、かゝる異論は其由りて來る所を考ふるに決して怪しむに足らず。數多き社會の中、國家のみを特に全體社會と考へ、他の社會を以てすべて其部分に過ぎずと思はしむる理由は容易に之を發見する事を得べきなり。此理由、一は國家が地縁



團體たる性質にあり。地縁團體として成立したる國家は一定住域に於ける共住を其の存立の必要條件となす結果、遂に土地が其一要素を構成すと考へらるゝに至る。領土主權の觀念の如きかゝる見方の結果として生じ來れるに外ならざるなり。或場合に於ては此要素のみが前面に表はれ來り、國家これ其一定の地域なるかに考へられ、其人民はこの土地に住居するが故に其成員たるかの觀あり。蓋し此の如きは、國家が地縁團體なる結果、人の之に屬すると否とが一定の地域に住するや否やに係るによる。かゝる見方によれば、人そのものが其地域に存在するが故に該國家に屬するのみならず、人々の間の團結そのものもまた、此地域を脱せざる限りまた此國家に屬するものと考へらるべきなり。然れども、更に強き理由は國家の統制的機能に存すべし。國家の統制的機能は如何なる方面にも及び、生活の一切の範圍皆其束縛より脱する事無し。従ひて、成員間のすべての團體また其統制より免れず。地方團體及びその他の公共團體ならびに私法人等、法的人格を有する團體が直接に國家の統制作用の下に立つはもとより、未だ法的人格を形成するに至らざる無數雜多の結合また、成員の結合的行動が國家の束縛より免れざる限り、間接に統制作用の下に立つ。國家以外の一一般社會に就いて考ふるにその社會の統制作用はたゞ其社會の成

員の上に而して、其社會の成員たる範圍に於てのみ行はる。學會の會員に對する統制はたゞ學會員としての資格に及ぶのみにして、會員が同時に辯護士會員たる資格の上に及ぶ事無し。此事實より推して、すべて統制作用の行はるゝ範圍は結社の事實の存在する範圍なり、結社なくば統制なしとの考を生ず。然るに今國家を見るに其統制作用は一切の結社に及ぶ、結社なき所統制なしとせば、國家が一切の社會を其部分社會として包括するが故にのみ、これらの上に統制の作用を及ぼすものと見ざるべからず。かるが故に國家は全體社會にして其他の社會はみなその部分社會なり。かゝる見方は實に、最も冷靜なる觀察者をしてなほ、國家を以て一切の他の社會を包括する所の全體社會と考へしむるなり。國家を以て全體社會と見なす見解の成立にはなほ其他數多の事情の協力するものあるべし。而して、これらは一切の事情の根柢には恐らく更に基本的なる單一の事情の存在し、これはたゞその附隨的様相に過ぎざるが如きものなるべしと思へども、今の所吾人はこの基本的事情を見出す事を得ざるなり(註)。

(註)吾人は今詳細にかゝる見解の根本に存する誤謬を論ぜむと試みるものには非ず。たゞこゝにさきの諸事情につき一言を加ふべし。國家は地緣團體なるが故

に一切の社會は皆其部分なりとの考を生ずと説きたり。然れども、こは一般の人々の考なりと云ふに止まるのみ、勿論何等科學的價値を有する提言に非ず。土地は決して國家と云ふ社會の一要素をなす事なし。同様なる考はまた人民に就いても成立し得るが如し。人民は國家の一要素をなす、人そのものが國家の一構成部分なりとすれば、其人々より成れる他の結合もまた國家の一部分たるに相違なしと。然れども、國家が人民を以て其要素となすと云ふは學會又は教會が其成員を以て要素となすと云ふに異なる所なし。かゝる推論によりてもし、教會や學會は國家の部分社會なりと云ひ得べくば、同様にまた、國家は教會の一部分なりと云ひ得べきなり。國家の統制作用が一切の社會に及ぶが故に、國家は一切の社會を含むと云ふは、かの結社の範圍に超えたる統制なしと云ふ前提に誤謬あり。國家は本來一の統制的結社に外ならざるが故に、其統制は成員の一切行動の上、從ひて一切の結社の上に及ぶ事當然の事實なり。結社の範圍に統制ありと云ふは眞なり、然れども、結社の範圍を超えてなほ統制あり、故に結社なくば統制なきに非ず、二者は必然的の相伴者に非ず。太陽が光を發するが如く、國家は統制作用の根原なり、光の及ぶ所の山と野と水が太陽の一部を形成せざるが如く、統制作用の及ぶ所教

會と學會とそは國家の一部分を形成するものに非ず。

なほまた他の社會を以て國家の一部分たる社會なりと思はしむる事情の中、此外最注目すべきものとしては隆替の相關あり。所謂部分社會の繁榮と困窮とすべて國家そのもの、隆替と密接なる相關あり、部分社會の榮枯は一々國家の榮枯に影響し、前者の榮枯の總計によりて國家の榮枯の決定せらるゝを見る。かゝる關係は普通部分と其總體たる全體の間ならでは存立せず、かくて國家以外の社會を以て國家の部分社會に過ぎずとの考を生ず。然れども、國家と所謂部分社會との相關はかゝる内容的効用的のものにして、決して結合的のものに非ず換言すれば、吾人の目下問題とする結合の範圍に關しては二者の間に如上の相關の關係なし、而して、よし假りにかゝる相關の關係を認め得たりとするも、そは國家を以て全體となし他の社會を以て部分となす科學的論據とはみる可からざるなり。

若し論者の言の如く、國家を以て、全體社會となし、其他の社會を以てたゞその部分社會に過ぎずとなさむとするも、例へば次の場合は之を如何にせむとするか。歐洲の中世に於て教會の權力極めて強く、國家と相對峙して世人を支配したるのみならず、場合によりては、國家そのものが教會の統制の下に立ち、其命令に服従せざるを得

ざりき。此勢威の盛なる教會はなほ依然として國家の一部分社會たるに過ぎざるか。更にまた、今日の學會或は營利會社の如き其範圍一國の限界を超え、國際的に其成員の散在したるもの少からず。國內に存する目的團體は之を以て國家の一部分をなすと強辯し得べしとするも、かゝる國際的團體に至りては如何にしてそれが國家の部分社會なりと論じ得べきか。事實は極めて明白なり。國家以外の社會はすべて之を國家と獨立せる他の社會と見て其一部と見ず、もし部分社會を以て總體に非ざる社會の意味なりとせば國家も亦一の部分社會なる事を確認せざるべからざるなり。

今試みに國家を以て一般世人の觀念に従ひて一の全體社會なりと想定せむ。而して、此全體たる社會と其所謂部分の社會との間に結合の關係上如何なる相關の存在するかを檢せむか。吾人は議論の便宜上、此全體部分の關係を以て物質に於ける全體部分の關係に比較するの最興味深きを感じず。便宜のため全體部分、要素の三者を分ち置く可し。固より全體と云ひ部分と云ふ事に就いては種々なる思辨を加ふる必要ありと雖も、今はたゞ通俗の解釋に従ふが故に別に附説する所なし。國家を以て全體となし前掲の部分社會を部分となし其構成要素たる個人を要素となすと

共に空間的に連續し外部に向ひて統一的作用を營む物質の一體を以て全體となし、その中の連續せる一部を部分となし、此部分を構成する分子又は原子を其要素となす。物質にありて、全體の結合と部分の結合との間に密接にして方向を同じくする相關あり、部分の結合密なれば全體の結合密に、全體の結合密なる時は部分の結合また密なり。例へば、こゝに一の結晶を捉へ來らむに、部分に於ける其の要素間の結合緊密なる時は、全體の結晶の凝集甚だ固かるべく、また、全體の結合にして緊密なる時には常に必ず部分の凝集の亦甚固きを見る。結晶ならざる其他の物體を檢し來るも、部分と全體とに於ける結合の間常に平行の關係あり。然るに、社會の場合に於てはかゝる關係と云ふもの全然存在せず。むしろ全體たる國家の團結は部分たる社會の團結と逆行する事を原則となす。例へば、部分たる一村の團結の極度まで鞏固にして緊密なる事はこれ、國家の團結のまた強きを加ふる所以なるかと云ふに、却りて反對にその滅殺せらるゝ所あるべし。國家の團結の極度まで緊密なる時は之に伴ひて部分社會のまた緊密なるを見るかと云ふにまた然らず、寧ろ前者の緊密は後者の弛緩を誘致す。蓋し後に説かむとするが如く、人の結合の傾向及び能力には一定の限度あり、從ひて結合と云ふ事實そのものには定量あるを免れず。國家の結

合の大なるは部分社會の結合を損ひ、部分社會の結合の大なるは國家の結合を損ふ。一村は一家の積なり、一國は一村の積なり、家齊うて一國治まり、一國治まりて天下平なりと云ふは、その因果的意味に於て誤謬たるを免れず。家齊ふ時一國治るべし、家齊ふが故に一國治まるに非ざるなり。こゝに於て論者或は云ふべし。例へば、一村の團結極度までに緊密にして其成員の眼中たゞ一村あるのみ、一洲を思はず一國を顧ざる時は國家の團結危き事勿論なり、然れども、こはかゝる極端の場合なり、極端の場合ならば生物有機體にも相似たる現象を認め得べし、身體に於ける一局部の極度なる發達は往々にして身體全部の疾病從ひて死滅を誘致する事なきに非ず、然れども、身體に於て部分の健全なる發達は全體の發達に必要なが如く、社會に於ても部分社會の適當なる結合は全體の結合を助長すべしと。然れども、吾人は如何に考ふるも一家一村と云ふ特別な團體を形りて、互に親密なる生活を營む事が直接に國家の統一に寄與すと信ずる事能はず。勿論國家の成員相互間に於ける結合の程度を超え、更に濃厚なる結社關係が特定範圍間に存在すと云ふ事實は、原則として畢竟國家の統一に對する障礙ならざるべからず。敢てこゝに原則と云へるは、大小の社會に於ける結合原理の異同によりて、障礙となる程度に差異あり、時としては一の部

分社會の團結が國家の團結を助長する事あるべければなり。例をとりて説かむに、若しこゝに一國あり、内に數多の家族を藏す。家族の結合原理と此國家の結合原理とが相同じき事あり得べし。家族の結合原理たる血族關係が同時にまた國家の結合原理たる場合の如し。かゝる場合にありては、人々家族に於て國家を見國家に於て家族を見る。家族の團結愈親密なれば國家の團結自ら之によりて助長せらる。然れども此際國家の團結の鞏固を加ふるはたゞ他の部分社會の損害に於て行はれるが故に、前掲の原則に對して何等の例外を形成する事なし。大小の社會に於ける結合原理の相同じからざる場合に於ては、二者の結合の強度直接に相反比すべきものなれども、相互障礙の程度如何は此結合原理の矛盾的又は調和的性質によりて種々に相異なることを忘るべからず。而して、部分たる所の家族盡く亂れ各村皆亂る時に之を包含する國家の存立し得ざるは明なる事實なり、國家の成立は部分社會たる家村の或程度まで結合せることを意味す。然れども此際また決して、家村の紊亂が一國を害ひ、家村の統一が一國の統一を來すと云ふべきに非ず。一國の統一なきが故に家村の統一なかりしなり、また一國の統一ありしが故に家村の統一ありしなり。小社會の統一と否とは大社會の統一と否との原因に非ず、たゞ隨伴の現象な



り。吾人の原則は何等之が爲に破壊せらるゝ所無し。

こゝに於て、吾人は明に物質の結合と社會の結合とに於ける著しき對照を見る。

一方にありては、部分<sub>は</sub>全體<sub>の</sub>臣隸<sub>なり</sub>、部分<sub>の</sub>結合<sub>は</sub>全體<sub>の</sub>結合<sub>を</sub>助長<sub>し</sub>、また之と相伴ふ。他方にありては、部分<sub>は</sub>全體<sub>の</sub>敵<sub>なり</sub>、部分<sub>の</sub>結合<sub>は</sub>全體<sub>の</sub>結合<sub>を</sub>損ひ、全體の結合はまた部分の結合を破壊する傾向を有す。吾人は此對立を以て物質と社會との差異に歸し、一方の特質は部分の全體に對する從屬にあり、他方の標徴は部分と全體との敵視にありと斷言し得べきか。吾人はこゝに全體部分の概念の根本に入るを得ざれど、たゞ一般の常識を以て考るも、全體の敵たる部分は果して此全體の部分なるか、部分の敵たる全體は果して此部分の全體なるか。此疑問に對して奇怪なる肯定を與へむよりも、寧ろ、かの所謂全體が眞に全體に非ざるを認むる事の説明をして極めて簡易ならしむるを思ふ。國家は決して一の全體社會と見るべきに非ず。所謂他の部分社會と共に等しくこれ一の部分社會に過ぎざるなり。而して、國家と他の社會との間に存在する逆比相互排斥の關係はたゞ他の部分社會相互の間に存在するものと何等其性質を異にするものに非ず。例へば國家と教會、國家と職業團體との間に存する結合上の逆比關係は、教會と職業團體との間に存するものと趣を

同じうするものなり。たゞ吾人の忘るべからざる所は國家と全體社會の區別にあり。一般の見解が國家を以て全體社會と見る事略前に述べたるが如し。而して國家を以て他の部分社會とは異なる團體なりと見る學者にありても、此の如く之を以て部分社會と見ると同時にまた、他の部分社會を包含し統括する全體なるかに考へつゝあり。所謂國家は部分なれどもまた全體なりとの思想の漠然ながら其根柢に潜めるを思ふ。吾人は社會の性質の名の下に隠れて此矛盾を許容する事能はず、國家たる部分社會を離れて別に全體社會あり。たゞ吾人が概念の不明晰なる純果此の全體社會を表はすに國家の名を以てするが故にかの矛盾の成立するを見る。此全體社會とは何ぞや。便宜のためこれを一國家の範圍内について之を説かば、其國家内に於ける一切の社會的結合の綜合に外ならざるなり。これ空なる文字に似たりと雖事象の複雑はこれ以上の規定を加ふるを許さず。此全體社會の組織は例ふるに宏壯なる建築の如し。國家は地方團體其他の公共團體ならびに政黨學會會社等の社會團體と共に柱梁壁床等の基礎的構成分子をなし、其他數多の社會團ならびに意識の積分作用を経ざるが爲になほ團をなすに至らざる社會關係等は疊となり窓となり窓掛となり家具となり塵埃となりて以て全體の建築を構成す。國家を以

て全體社會と混同するは一本の大なる梁を以て此家屋と同一視するが如し。而も、此全體社會の觀念は容易にまた部分社會の結合的意義を明にする事を得べしと信ず。國家を以て全體的社會なりとすれば、部分社會が常に之と相逆行する關係に立つ以上、部分社會の存在は全體社會の存在に對する障礙なりと見ざる可からず。國家にして一の結社ならば他の結社の増加し又は愈緊密の度を大ならしむるは國家の結合そのものを弛緩せしむる所以なるべければなり。史上の事實として、部分社會の勢力を得るにつれ國家の結合の弛緩したりと云ふには非ず、もし他の事情にして一様ならば此二事實の相伴ふべき傾向ありと云ふのみ。然るに事實に於て、部分社會の増加緊密は、よしそが國家の結合を危くすとすも、全體社會の結合を危くせず、寧ろ其團結に加ふる所あるを思ふ。敢て、部分社會はこれかの一柱一楹其増加は全建築の鞏固を加ふべしと云ふが如き比喩の下に逃れ去らむとするには非ず。若し部分社會が互に其範圍を截然として相分れしめ、甲の社會と乙の社會丙丁の社會等それぞれ共通の成員を有せざるものとすれば、部分社會の増加又は存在は全體の結束を確保するよりも、寧ろ之を損ふ、此一柱一楹は全體の組織を危くせむとして加へられたる觀なからず。たゞ普通の場合に於て無數の部分社會は互に共通なる

成員を含み而も、成員の範圍相異なり。假に各成員を以て地上にたてられたる多數の杭となし、部分社會を以て「環投げ」の環とせよ。投げられたる環はそれぞれ數本の杭を中に入るゝことゝなる。入れたる杭は環により互に異れどもまた共通なる部分あり。無限に相交又するが故に無數の杭は互に複雑なる環の鎖又は網によりて連結せられ茲に離すべからざる一體をなせり。此關係を稱して世俗にひき又は蔓と云ひ而して此蔓の條網は全體社會の結束を鞏固にす。國家は飽まで一の部分社會として、他の部分社會と逆行の關係に立つ、部分社會の増長は、他の事情にして之に相伴ひて變化せざる限り、國家的團結の損害なり。而も、部分社會は決して總體としての結束に寄與する所なきに非らず、此の外見上の矛盾はたゞ國家と全體社會との區別によりて除去するを得るのみならず、またかくして除去せられざるべからざるなり(註)。

(註)吾人と正反對なる見解は實にヴァイザアによりて代表せられたり。その名著『權力と權利』は一たび眼を通さむことを願ひて其機會を得ざるもの既に五年、過日端なくも、ランプが『現代國家觀念の基礎』の一節にその根本思想の紹介せられたるを見る。余の久しく尊敬して熟讀を渴望せし著作の内容は不幸にして全く余の見

解と反對なるものなりき。

『人民主權説は國民を以て其時國家内に生存する個人の總體なりと考へ國民意志を以てすべての國民の同様なる意志の合計と同視す。』然れども事實は本質上これと全く異れり。『社會的衝動の力により相接觸する人々は共同利益の追求のために無數にして且つ屢生滅する所の團體を形る。各社會は其共同目的共通觀念をば全力もて貫徹せむと勉め、また時としては互に相反、對し相爭鬪す。』一國民は此の如き無數の大小社會より成る。不斷にかゝる新しき社會は成立し、而して舊き社會は再び崩壞す、崩壞するは蓋しこれ、共同の利益又は指導者の權威が其勢力を失ふか、或は其組織はや成員の共同なる慾望及び行動を統一せしむるに足らざるに由るなり。國家の權力は其強制手段を以てするも此必然的過程を妨ぐる事能はず。警察國家も之を妨げむと試みて徒勞に過ぎたり。『國家の生活は寧ろ此社會的權力によりて制約せらる。國家の體制、國家の權力は此等の社會の權力の上に立ちて一々の國民の上に立たず、國家は其領域に以前より存在せし種々なる社會的勢力の包括的に組織せられ最高にして且つ對外的に獨立なる團結をなせるものに外ならざるなり。』吾人一瞥を過去に投ずる時は次の事實を認むるを

得む。即ち國家に於て支配者の地位に高まり國家を其一派の利益に従ひて改造するものは體制の整然たる社會團體然り多くは國民中の少數者の團體なりと云ふ事實これなり。其他の國民は唯々として其命に屈從す、而も此組織の生起は苛酷なる争鬭と犠牲にまぢ、且つ其持續は短時期の事に過ぎず。新しき團體は立ちて支配者を其地位より斥く〔Karl Lamp, Die Grundlage der modernen Staatsidee in der Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. Bd. 70. 1914. S. 577 ff. Vgl. Friedrich von Wieser, Recht und Macht, 1910; ditto, Ueber die gesellschaftlichen Gewalten in der Zeitschrift Deutsche Arbeit, Jahrgangheft 1902.〕。

ランプの論文中に見ゆるツェイザア説の紹介は簡單にして、よく其詳細を傳へず、従ひて充分に其思想の論理的展開を理解する事を得ずと雖も、たゞ次の諸點が其根本をなせる事は疑なかるべし。(一) 國家は個人より成らずして、大小の社會より成る、個人と國家との中間には此等無數の社會あり。(二) 従ひて國家はこれらの社會を包括する組織なり。

此思想に従ふ時、國家が大小の部分社會の組織そのものなりや、従ひて部分社會の組織を離れて國家なきや、又は然らずして、國家は此組織以外にありや、此點明瞭

を缺く。部分社會の争鬭調和の間より生じたる全體社會の組織を以て國家なりとせむか、部分社會以外に國家なしと云はざる可からず。然れども之を吾人の實際に見るに、部分社會に對する結合又は從屬を盡く除き去ると假定するもなほ、國家に對する從屬の殘存するを見る。これ部分社會を外にしてなほ別に國家の存在するを意味せざるか。部分社會が『其利益に従ひて國家を改造』すと云へる見解は自ら此事實を認めたるものなりと信じ得ざるか。然れども國家を以て此部分社會の組織以外にありとせば、そは如何にして、部分社會を包攝し得るか。部分社會以外にあるものが部分社會を以て其一部となすと云ふ事は、それ自體に矛盾を藏せる提言に非ざるか。詳細なるの構想を知る事を得ざる吾人は、僅に其思想に就いてかゝる形式的批評を下し得るのみ。

(附言) 校正の前々日、余の久しく爲めて未だ手にする事を得ざりしヴィザアの「權利と權力」を、或る偶然の事からドクトル西彦太郎氏によりて示さるゝを得た。余は此意外に驚喜せざるを得なかつた。同氏の厚意によりて熟讀の機會を與へられたけれども、時目がない爲に今此末尾同著に關する部分の議論の修正は、これを他日に期したい。こゝに今、西ドクトルに對して厚く感謝の意を表する(校正の日記す)。